

令和 6 年度
大阪府自動車小売業最低賃金専門部会
第 2 回 会議次第

令和 6 年 9 月 4 日（水）午前 9 時 30 分
(大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 B)

1 開 会

2 議 事

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

【1981年7月29日】最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について 中央最低賃金審議会

最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について

(昭和56年7月29日中央最低賃金審議会答申)

本審議会は、昭和50年5月30日の労働大臣からの諮問（「今後の最低賃金制のあり方について」）に対する昭和52年12月15日の答申において、最低賃金額の決定の前提となる基本的事項について、できるだけ全国的に統一的な処理が行われるよう、その考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示することとしたところである。

本審議会は、昭和55年5月15日に全員協議会を設け、この問題について銳意審議を重ねてきたが、今般、別紙のとおりの結論を得たので答申する。

なお、本答申中、今後の検討課題とされたものについては、引き続き検討を行うこととする。

(別紙) 最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について

1 産業別最低賃金のあり方

(1) 基本的考え方

① 現行の大くくりの産業別最低賃金は、最低賃金の適用の効率的拡大を図るという役割を果してきたが、地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効をもつようになってきた現在においては、現行産業別最低賃金のこうした経過措置的な役割・機能の見直しを行うことが必要である。

今後の産業別最低賃金は、最低賃金法第11条の規定に基づくもののか、**関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきものと考える。**

この考え方則り、今後、産業別最低賃金は、最低賃金法第11条の規定に基づくもののか、次のいずれかの基準を満たす小くくりの産業であって、同法第16条の4の規定に基づき、関係労使の申出があったものに設定するものとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要の認められる産業

② 上記の考え方に基づく産業別最低賃金の設定については、今後、本審議会において、昭和 56 年度中に成案を得ることを目途に、その具体的な運用方針を検討し、昭和 57 年度から着手するものとする。

(2) 現行の産業別最低賃金の改善

今後の産業別最低賃金は、上記（1）の考え方に基づき設定することとするが、現行の産業別最低賃金については、それぞれの都道府県の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会は次のような運用を図るものとする。

- ① 地域別最低賃金の対象とすることを適當と認めた業種及び業務については、当該産業別最低賃金は適用除外とすることができます。
- ② 当該産業に従事する労働者のうち、18 歳未満及び 65 歳以上の者については、当該産業別最低賃金の金額との関連において必要と認めるときにこれを適用除外とすることができます。

(3) 現行の大くくり産業別最低賃金の廃止の時期及び方法の検討

現行の大くくり産業別最低賃金を廃止する時期及び方法については、上記（1）の考え方に基づく産業別最低賃金の設定状況及び（2）の改善の実績を勘案し、昭和 60 年度において決定するものとする。

2 高齢者の扱いその他適用労働者の範囲

- (1) 上記 1 の（1）の考え方に基づく産業別最低賃金においては、その性格・機能にかんがみ 18 歳未満及び 65 歳以上の労働者は適用除外とすることができます。
- (2) 地域別最低賃金は、高齢労働者、若年労働者を含むすべての労働者に適用する。

3 最低賃金額の表示単位期間のとり方

表示単位としては、賃金支払形態、所定労働時間などの異なる労働者についての最低賃金適用上の公平の点から、将来の方向としては時間額のみの表示が望ましいが、当面は、現行の日額、時間額併設方式を継続する。

中賃答申②

【1986年2月14日】現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について
中央最低賃金審議会

現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について (昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

本審議会は、昭和50年5月30日に労働大臣から「今後の最低賃金制のあり方について」の諮問を受けて検討を行ってきた。産業別最低賃金の在り方についても、その重要な一環として検討を進め、昭和52年12月15日の答申においては、地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担等について、その考え方の整理に取り組むこととしたところである。これを受け、本審議会は、具体的な検討を進め、昭和56年7月29日及び昭和57年1月14日の答申において、今後の産業別最低賃金は、最低賃金法第11条の規定に基づくもののほか、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきものであるという基本的な考え方を示し、その新産業別最低賃金の運用方針を明らかにするとともに、現行のおおくり産業別最低賃金を廃止する時期及び方法については、昭和60年度において決定することとした。

本審議会は、以上の経緯を踏まえ、昭和60年1月18日に全員協議会を設け、この問題について鋭意審議を重ねてきた。この結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申をもって、産業別最低賃金の在り方に関する本審議会の一連の検討は一応完了するが、我が国最低賃金制度の発展のために、本答申の着実な実施を強く望むものであり、行政当局をはじめ関係労使の積極的な努力を期待する。

(別紙) 現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について

1 基本的な考え方

今後の産業別最低賃金については、昭和56年7月29日の本審議会の答申「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」に示された考え方則り、最低賃金法(以下「法」という。)第11条の規定に基づくもののほか、法第16条の4の規定の手続による関係労使の申出を経て最低賃金審議会が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて、新しい産業別最低賃金として設定することを基本とするものである。このため、現行の産業別最低賃金(以下「現行産業別最低賃金」という。)

については、速やかに整理するものとするが、現在の賃金秩序に急激な変化を与えることを避けるとともに、業種によっては上記の新しい産業別最低賃金（以下「新産業別最低賃金」という。）への転換の準備期間を考慮する必要があることから、その整理に当たっては次のような方針によって行うこととする。

- (1) 現行産業別最低賃金について、地域別最低賃金の対象とすることが適當と認められる年齢、業務及び業種に関し、当該産業別最低賃金は適用除外とする措置を計画的、段階的に行いつつ、昭和 63 年度までの間は、金額の改定を行うとともに、新産業別最低賃金へ転換することが適當なものについては、当該転換のために必要な準備又は調整を進めるものとする。
- (2) 上記(1)に示した措置が行われ、かつ、地域別最低賃金よりも高い最低賃金を設定することについて合理的な理由があると認められるものの新産業別最低賃金への転換については、関係者は積極的に努力するものとする。
なお、昭和 57 年 1 月 14 日の本審議会の答申「新しい産業別最低賃金の運用方針について」（以下「新産業別最低賃金の運用方針」という。）は、経過措置として必要な見直しを行い、これに合致する場合は、ここでいう「合理的な理由」があるものとして取り扱うものとする。
- (3) 昭和 64 年度においては、現行産業別最低賃金から新産業別最低賃金へ転換するものについて所要の手続を終了することとし、同年度以後は現行産業別最低賃金の改正諮問を行わないものとする。

2 現行産業別最低賃金の整理等

現行産業別最低賃金については、昭和 61 年度及び昭和 62 年度において、既に一部実施されている年齢に関する適用除外の措置のほか、業務及び業種・に関する適用除外の措置を計画的に行いつつともに、昭和 63 年度までの間において、見直し後の新産業別最低賃金の運用方針に照らし、必要な設定様式の変更等新産業別最低賃金への転換に向けての必要な準備又は調整を行うものとする。

(1) 現行産業別最低賃金についての適用除外の措置

イ 年齢に関する適用除外の措置

18 歳未満及び 65 歳以上の者について、適用除外（適用除外の対象者を地域別最低賃金の適用とすることをいう。以下同じ。）とする措置が実施されていない現行産業別最低賃金に関する昭和 61 年度以後の改正諮問は、当該適用除外の措置を実施するという地方最低賃金審議会における方針の決定を待って、行うものとする。

ロ 業務に関する適用除外の措置

(イ) 昭和 61 年度において、地域別最低賃金の対象とすることが適当な業務に主として従事する者について、現行産業別最低賃金は適用除外とする措置を実施する。

この場合、地域別最低賃金の対象とすることが適当な業務等に従事する者として、次の a 及び b に掲げる基準(以下「一般的基準」という。)に該当する者について、当該適用除外の措置を実施するものとする。

a. 次に掲げる業務に主として従事する者

(a) 清掃の業務

(b) 片付けの業務

b. 雇入れ後一定期間未満の者であって技能習得中のもの

(この場合の一定期間の長さについては、地方最低賃金審議会において、業種ごとに決定するものとする。)

また、各産業に特有の軽易業務に従事する者についても、現に業務に関する適用除外の措置が実施されている産業別最低賃金の例を参考として、地方最低賃金審議会において地域の実情に応じて検討を進め、速やかに適用除外とする措置を実施するものとする。

(ロ) 一般的基準に基づく適用除外の措置が実施されていない現行産業別最低賃金に関する昭和 62 年度以後の改正諮問は、当該適用除外の措置を実施するという地方最低賃金審議会における方針の決定を待って、行うものとする。

ハ 業種に関する適用除外の措置

昭和 62 年度において、現行産業別最低賃金の適用される業種(原則として日本標準産業分類の小分類を単位とする。以下同じ。)のうち、各都道府県労働基準局が実施する小規模企業の賃金実態調査の結果に基づき、当該業種の労働者の賃金分布が当該都道府県の労働者の平均的な賃金分布に比べて低位にあると認められる業種(以下「適用除外対象業種」という。)について、現行産業別最低賃金は適用除外とする措置を実施するものとする。この場合、上記調査の結果における賃金に関する特性値のうち、第 1・十分位数について、全調査産業計の数値を 100 として当該業種の数値を指数化したときに、当該業種の指数が 100 未満となる業種であって、第 1・十分位数以外の賃金に関する特性値についても同様な傾向があると認められるものを適用除外業種とするものとする。

なお、現行産業別最低賃金に関する昭和 63 年度における改正諮問は、業種に関する適用除外について検討中のものについても行うものとする。

(2) 新産業別最低賃金への転換に向けての措置

昭和 63 年度までの間において、上記(1)による適用除外の措置を実施した現行産業別最低賃金のうち、下記 4 の(2)による見直し後の新産業別最低賃金の運用方針等に照

らし、新産業別最低賃金への転換を図るため、更に業種に関する適用除外、適用対象業種の範囲(くくり方)等に工夫が必要であるものについては、所要の設定様式の変更の検討等当該転換のために必要な準備又は調整を行っておくものとする。

また、類似の業種の大部分が適用除外されるにもかかわらず例外的に残される業種、適用除外される業種であって当該地域における主要産業であるもの等について、地方最低賃金審議会において、地域の実情や当該都道府県における今後の最低賃金の在り方等を勘案しつつ、新産業別最低賃金として設定することの是非等を検討するものとする。

(3) 検討体制の整備

地方最低賃金審査会においては、上記(1)及び(2)の措置を円滑に実施するため、小委員会等の意見調整の場を設置する等必要な体制整備を図るものとする。

3 新産業別最低賃金への転換及び現行産業別最低賃金の廃止に向けての措置

(1) 新産業別最低賃金への転換

上記2の(1)及び(2)の措置を実施した現行産業別最低賃金については、法第16条の4の規定の手続による関係労使の申出があり、かつ下記4の(2)による見直し後の新産業別最低賃金の運用方針に合致する場合には、地域別最低賃金とは別に産業別最低賃金を設定することについて合理的理由があるものとして、新産業別最低賃金への転換が図られるよう関係者は積極的に審議し、昭和64年度中に当該転換が実施されるよう努力するものとする。

(2) 現行産業別最低賃金の廃止に向けての措置

上記(1)により新産業別最低賃金への転換が実施されない現行産業別最低賃金については、昭和64年度以後の改正諮問を行わないものとする。

4 新産業別最低賃金の運用方針の改正等

(1) 新産業別最低賃金の運用方針の一部改正

新産業別最低賃金の運用方針については、下記(2)の経過措置及び次の事項を除き、昭和57年1月14日の本審議会の答申に付された了解事項の1を含めて、現行どおりとする。

なお、改正後の新産業別最低賃金の運用方針の全文は別添のとおりである。

イ 別添「新産業別最低賃金の運用方針」の1の(1)のイの(イ)又はロの(イ)に掲げる場合の当該新産業別最低賃金の適用対象とする基幹的労働者は、当該労働協約の適用対象とされている労働者がこれに当たるものとして取り扱うことができる。

- 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件を次のとおりとすること。
 - (イ) 当該新産業別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。
 - (ロ) 公正競争を確保する観点から当該新産業別最低賃金の改正等が必要と認められる場合(当該新産業別最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね 3 分の 1 以上の合意がある場合を含む。)に行われるものであること。

(2) 現行産業別最低賃金の転換に係る経過措置

上記 3 により、現行産業別最低賃金が新産業別最低賃金へ転換する場合には、経過措置として新産業別最低賃金の運用方針の一部について次のような取扱いをする。

なお、現行産業別最低賃金の適用対象業種について、昭和 64 年度前に法第 16 条の 4 の規定により新産業別最低賃金の決定に関する申出があった場合においても同様の取扱いをする。

イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出等の要件についての経過措置

(イ) 最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の要件

同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のものが賃金の最低額に関する労働協約の適用を受け、かつ、当該労働協約による賃金の最低額が当該産業に現に適用されている産業別最低賃金額より高いときには、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に該当するものとして取り扱う。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性に関する要件

事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要が認められるか否かの判断に当たっては、別添「新産業別最低賃金の運用方針」の 1 の(2)のなお書きに加え、当該産業別最低賃金と当該都道府県における地域別最低賃金との金額水準の差が大きいこと等の事情からみて、当該産業別最低賃金の廃止により、各種の賃金格差の拡大等が予想されるものであるかどうか等も参考とするものとする。

また、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意による申出があったものは、この要件に該当するものとして取り扱う。

ロ 「小くくり産業」の範囲に関する経過措置

日本標準産業分類の小分類又は必要に応じ細分類によること(同種の基幹的労働者をそれぞれ含む 2 以上の産業を併せて 1 の産業別最低賃金として設定する場合を含む。)を原則とするが、現在、中分類以上の単位で設定されているも

のについては、上記 2 の (1)の適用除外の措置の実施状況、関係労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案しつつ、地方最低賃金審議会において、適用対象業種の合理的な範囲(くくり方)を決定するものとする。

ハ 「基幹的労働者」の意義に関する経過措置

(イ) 当該産業の生産工程、労働態様などに即して、

- a. 基幹的労働者の職種、業務を規定する方法又は、
- b. 基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法

によって規定することを原則とするが、地域別最低賃金の対象とすることが適當と認められる年齢、業務等を適用除外とする措置が適切に行われているものについては、基幹的労働者を対象とした産業別最低賃金として取り扱うこととして差し支えないものとする。

(ロ) 新産業別最低賃金は、相当数の労働者に適用が見込まれるものでなければならないとされているが、その「相当数の労働者」の範囲については、地方最低賃金審議会において、原則として 1,000 人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする。

新産業別最低賃金の運用方針

1 新産業別最低賃金の決定等の要件、手続等について

(1) 新産業別最低賃金の決定等に関する申出の要件等

イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の 2 分の 1 以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む 1 の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む 2 以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む 1 の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む 2 以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であること又は当該最低賃金を設定することが必要でなくなつたことを理由とする申出(同種の基幹的労働者について最低賃金を改正又は廃止することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意により行われるものも含む。)であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

ハ 上記イ及びロの申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することによって行うものとする。

(イ) 申出を行う者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲

(ロ) 新産業別最低賃金の決定に関する申出にあっては、当該新産業別最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲

(ハ) 新産業別最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあっては、当該新産業別最低賃金の件名

(二) 上記(ロ)及び(ハ)のほか、申出の内容

(ホ) 申出の理由(事業の公正競争を確保する観点から設定される新産業別最低賃金に係る申出の場合にあっては、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について新産業別最低賃金を設定することが必要である理由)

(2) 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、新産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。ただし、新産業別最低賃金の決定等のために必要な要件(新産業別最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲が明確なこと、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の新産業別最低賃金に係る申出については当該労働協約が同種の基幹的労働者の 2 分の 1(新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の場合にあっては概ね 3 分の 1)以上のも

のに適用されていること及び当該申出が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意によるものであること等の形式的要件)に該当していないものはこの限りではない。

なお、事業の公正競争を確保する観点から設定される新産業別最低賃金は、同種の基幹的労働者について、関連する諸条件を勘案の上、企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする。

(3) 新産業別最低賃金の決定等

- イ 最低賃金審議会が新産業別最低賃金の決定等が必要である旨の意見を提出した場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金法第16条第1項の規定に基づき最低賃金審議会の調査審議を求めるものとする。
- ロ 新産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う専門部会は、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各3名のうち原則として少なくとも各2名は当該決定等を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者をそれぞれ代表するものをもって充てなければならないものとする。

2 「小さくくりの産業」の範囲について

新産業別最低賃金の適用対象業種の範囲は、原則として日本標準産業分類の小分類又は必要に応じ細分類によるものとする。ただし、同種の基幹的労働者をそれぞれ含む2以上の産業を併せて1の産業別最低賃金を設定することができるものとする。

3 「基幹的労働者」の意義について

基幹的労働者は、一般的には当該産業に特有の又は主要な業務に従事する労働者であるが、具体的には当該産業の生産工程、労働態様などに即して個別に考えられるものである。

また、最低賃金設定の目的にかんがみ、相当数の労働者に当該新産業別最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない。

なお、基幹的労働者の規定の仕方としては、次に掲げる方法があるが、上記1の(1)のイの(イ)又はロの(イ)に掲げる同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合においては、当該労働協約の適用対象とされている労働者を当該新産業別最低賃金の適用対象とする基幹的労働者として取り扱うことができるものとする。

(1) 基幹的労働者の職種、業務を規定する方法

(2) 基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法

4 現行産業別最低賃金の転換に係る経過措置

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会答申本文(以下「本文」という。)3 により、現行産業別最低賃金が新産業別最低賃金へ転換する場合には、経過措置として新産業別最低賃金の運用方針の一部について次のような取扱いをする。

なお、現行産業別最低賃金の適用対象業種について、昭和 64 年度前に最低賃金法第 16 条の 4 の規定により新産業別最低賃金の決定に関する申出があった場合においても同様の取扱いをする。

(1) 新産業別最低賃金の決定に関する申出等の要件についての経過措置

イ 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の要件

同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のものが賃金の最低額に関する労働協約の適用を受け、かつ、当該協約による賃金の最低額が当該産業に現に適用されている産業別最低賃金額より高いときには、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に該当するものとして取り扱う。

ロ 事業の公正競争を確保する観点からの必要性に関する要件

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要が認められるか否かの判断に当たっては、上記 1 の(2)のなお書きに加え、産業別最低賃金と当該都道府県における地域別最低賃金との金額水準の差が大きいこと等の事情からみて、当該産業別最低賃金の廃止により、各種の賃金格差の拡大等が予想されるものであるかどうか等も参考とするものとする。

また、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することか必要であるとして、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意による申出があったものは、この要件に該当するものとして取り扱う。

(2) 「小くり産業」の範囲に関する経過措置

新産業別最低賃金の適用対象業種の範囲は、上記 2 を原則とするが、現在、中分類以上の単位で設定されているものについては、本文 2 の(1)の適用除外の実施状況、関係労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案しつつ、最低賃金審議会において、適用対象業種の合理的な範囲(くくり方)を決定するものとする。

(3) 「基幹的労働者」の意義に関する経過措置

イ 「基幹的労働者」の意義は、上記 3 を原則とするが、地域別最低賃金の対象となることが適當と認められる年齢、業務等を適用除外とする措置が適切に行われているものについては、基幹的労働者を対象とした産業別最低賃金として取り扱うこととして

差し支えないものとする。

- 新産業別最低賃金は、相当数の労働者に適用が見込まれるものでなければならぬとされているが、その「相当数の労働者」の範囲については、最低賃金審議会において、原則として 1,000 人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする。

(参考) 昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申

「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項

最低賃金法第 16 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。